

大分県被災動物救護対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分県被災動物救護対策指針第1章第2節の規定に基づき設置する、大分県被災動物救護対策本部及び現地被災動物救護対策本部という。)の被災地域での救護活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、「被災動物」とは犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している動物をいう。

(事業)

第3条 大分県被災動物救護対策本部は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物医療支援事業
- (2) 被災動物保護支援事業
- (3) 避難動物支援事業
- (4) 被災動物救護関連事業

(構成団体)

第4条 大分県被災動物救護対策本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) 公益社団法人大分県獣医師会（以下、「大分県獣医師会」という。）
- (2) 動物愛護推進員等ボランティア団体
- (3) 大分県
- (4) その他本部長が必要と認めた団体

2 救護活動を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ被災市町村に大分県被災動物救護対策本部への参画を要請する。

(役員)

第5条 大分県被災動物救護対策本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 委員
- (4) 監事

2 大分県被災動物救護対策本部には本部長を置き、食品・生活衛生課長がその任にあたる。本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

3 副本部長は2名とし、本部長が本部の委員の中から指名する。副本部長は、本部長

を補佐するとともに、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合には職務を代行する。

- 4 委員は前条の各構成団体から必要と思われる人数を選出する。
- 5 監事は2名とし、大分県被災動物救護対策本部の構成団体に限らず、本部長が別に指名又は委嘱する。監事は、大分県被災動物救護対策本部が行う事務及び予算の執行状況について監査を行う。
- 6 役員の任期は、大分県被災動物救護対策本部の活動期間終了日までとする。

(大分県被災動物救護対策本部会議の招集等)

第6条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、大分県被災動物救護対策本部会議を招集することができる。

- 2 本部長は、会議の内容により必要と認める場合は、大分県被災動物救護対策本部の構成団体等以外からも関係者の出席を求めることができる。
- 3 大分県被災動物救護対策本部会議の議事は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。可否同数の場合は、本部長が議決する。

(行政機関との連携)

第7条 大分県被災動物救護対策本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び九州・山口9県等と連携する。

(事務局)

第8条 大分県被災動物救護対策本部の事務局は、食品・生活衛生課に置くものとする。

(大分県被災動物救護対策本部等の設置及び活動の期間)

第9条 大分県被災動物救護対策本部及び現地被災動物救護対策本部は、大分県と大分県獣医師会が協議の上設置する。

- 2 前項の活動の期間については、設置された期日から第3条に規定する活動ごとに、大分県被災動物救護対策本部会議で定めた期日までとする。ただし、大分県被災動物救護対策本部会議の決定により、この期間を延長できる。
- 3 大分県被災動物救護対策本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、ペット災害支援協議会等に支援を依頼することができるものとする。
- 4 現地被災動物救護対策本部は、保健所、動物愛護センターあるいは他の公共用地に設置する。

(資産及び会計)

第10条 大分県被災動物救護対策本部の運営及び活動経費は、ペット災害支援協議会の支援及び義援金等によるものとする。

- 2 大分県被災動物救護対策本部における義援金等資金の管理は、本部長が行い、活動終了後、速やかに収支決算書を本部長が作成し、監事の監査を受けるものとする。
- 3 救護活動を修了後、過不足が生じた経費、物資等については、大分県被災動物救護対策本部が関係機関と協議の上、その取扱いを決める。

(活動内容の公表)

第11条 本部長は、大分県被災動物救護対策本部の運営及び活動経費に関する事項について、積極的に公表するものとする。

(協定)

第12条 大分県は、第1条に掲げる目的を達成するため、大分県獣医師会と別途協定を締結するものとする。

(本部長への委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、大分県被災動物救護対策本部等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。